

計算関係書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権等	償却原価法（定額法）
上記以外の有価証券で時価のあるもの	決算日の市場価格に基づく時価法

（2）固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定額法
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法

リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、平成 27 年 3 月 31 日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（3）引当金の計上基準

賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金

職員の退職金の支給に備えるため、長野県民間社会福祉事業従事者退職共済制度にかかる期末退職金要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

4. 法人で採用する退職給付制度

長野県民間社会福祉事業従事者退職共済制度及び中小企業退職金共済制度を利用している。

5. 法人が作成する計算関係書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算関係書類は以下のとおりになっている。

- （1）法人単位の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- （2）事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では、社会福祉事業のみのため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 法人・地域福祉推進事業拠点 (社会福祉事業)

「法人運営事業」

「地域福祉活動推進事業」

「共同募金配分金事業」

「受託・指定管理事業」

イ. 介護保険事業拠点 (社会福祉事業)

「居宅介護支援事業」

「訪問介護事業」

「障害者自立支援事業」

「障害者特定相談支援事業」

ウ. 障害者福祉サービス事業拠点 (社会福祉事業)

「就労継続支援B型事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増減額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

(単位：円)

	当期期首残高	当期取崩額	当期末残高
国庫補助金等特別積立金	223,329	81,561	141,768

新型コロナウイルス緊急包括支援事業補助金により、空間除菌噴霧器を購入し、国庫補助金等特別積立金に積立。減価償却により上記金額を取崩し。

8. 担保に供している資産

該当なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	4,032,149	3,528,636	503,513
合計	4,032,149	3,528,636	503,513

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第 152 回利付国債	130,000,000	なし	なし
第 182 回利付国債	70,000,000	なし	なし
合計	200,000,000		

満期保有目的の債券は、時価評価しないため、評価損益はなし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。